

平成29年4月20日  
(2017年)

## 平成29年度入札・契約制度の改正について（お知らせ）

本市水道局では、公共工事は市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。平成26年6月の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の改正以降、「インフラの品質確保」及び「建設業の担い手の中長期的な育成・確保」を念頭にさらなる改善に取り組んでおり、平成29年度においては、次のとおり制度改正を行います。

### 1 最低制限価格の変動範囲の引き上げについて

「最低制限価格」を変動させる場合について、従来、変動前の基準となる額（「最低制限価格基準額」）に乘じる係数は、「0.9900から1.0100まで」の範囲で無作為に発生させていましたが、その範囲を「1.0000から1.0200まで」に引き上げます（ただし、最低制限価格が予定価格の100分の75から100分の90の範囲で発生するものとします）。また、これに伴い、「最低制限価格基準額」を「最低制限変動下限額」に改めます。

### 2 失格価格の設定について

低入札価格調査基準価格を設定する入札案件については、従来の「最低制限価格」に替えて「失格価格」を設定します。「最低制限価格」と同様、「失格価格」を下回る入札を行った者は失格となります。「失格価格」の算出方法及び変動の範囲は最低制限価格と同様です。

### 3 実施時期

平成29年4月以降の公告分から実施します。

お問い合わせ先  
和歌山市水道局経営管理部  
水道総務課契約班  
(直通電話) 073 - 435 - 1124